

# 第 14 編 港 湾・漁 港 海 岸 編

## 第 1 章 堤防、防潮堤、護岸、胸壁

### 第 1 節 適 用

#### 1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（堤防、防潮堤、護岸、胸壁）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

#### 2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第 4 編港湾・漁港工事共通編の規定による。

### 第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 （平成 16 年 6 月）  
日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 （平成 19 年 7 月）  
港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 （国土交通省港湾局 平成 23 年 3 月）  
（社）全国漁港協会 漁港海岸事業設計の手引 （平成 8 年度版）  
（社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き （2003 年版）  
水産庁漁港部 漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書 （平成 11 年 4 月）

### 第 3 節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第 4 編第 5 章第 5 節海上地盤改良工の規定による。

### 第 4 節 基礎工

基礎工の施工については、第 4 編第 5 章第 6 節基礎工の規定による。

### 第 5 節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第 4 編第 5 章第 7 節本体工（ケーソン式）の規定による。

### 第 6 節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第 4 編第 5 章第 8 節本体工（ブロック式）の規定による。

### 第 7 節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第 4 編第 5 章第 9 節本体工（場所打式）の規定による。

### 第 8 節 本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第 4 編第 5 章第 11 節本体工（鋼矢板式）の規定による。

### 第 9 節 本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第 4 編第 5 章第 12 節本体工（コンクリ

ート矢板式)の規定による。

#### **第10節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第15節被覆・根固工の規定による。

#### **第11節 上部工**

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

#### **第12節 消波工**

消波工の施工については、第4編第5章第18節消波工の規定による。

#### **第13節 裏込・裏埋工**

裏込・裏埋工の施工については、第4編第5章第19節裏込・裏埋工の規定による。

#### **第14節 陸上地盤改良工**

陸上地盤改良工の施工については、第4編第5章第20節陸上地盤改良工の規定による。

#### **第15節 土工**

土工の施工については、第4編第5章第21節土工の規定による。

#### **第16節 舗装工**

舗装工の施工については、第4編第5章第22節舗装工の規定による。

#### **第17節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定による。

#### **第18節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定による。

#### **第19節 仮設工**

仮設工の施工については、第4編第5章第28節仮設工の規定による。

#### **第20節 雑工**

雑工の施工については、第4編第5章第29節雑工の規定による。

## 第2章 突 堤

### 第1節 適 用

#### 1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（突堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

#### 2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 （平成16年6月）  
日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 （平成19年7月）  
港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 （国土交通省港湾局 平成23年3月）  
（社）全国漁港協会 漁港海岸事業設計の手引 （平成8年度版）  
（社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き （2003年版）  
水産庁漁港部 漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書 （平成11年4月）

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定による。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（ブロック式）の規定による。

### 第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第5章第9節本体工（場所打式）の規定による。

### 第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

### 第9節 本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本体工（鋼矢板式）の規定による。

## **第10節 本體工（コンクリート矢板式）**

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定による。

## **第11節 本體工（鋼杭式）**

本體工（鋼杭式）の施工については、第4編第5章第13節本體工（鋼杭式）の規定による。

## **第12節 本體工（コンクリート杭式）**

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第5章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定による。

## **第13節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第15節被覆・根固工の規定による。

## **第14節 上部工**

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

## **第15節 消波工**

消波工の施工については、第4編第5章第18節消波工の規定による。

## **第16節 陸上地盤改良工**

陸上地盤改良工の施工については、第4編第5章第20節陸上地盤改良工の規定による。

## **第17節 土工**

土工の施工については、第4編第5章第21節土工の規定による。

## **第18節 舗装工**

舗装工の施工については、第4編第5章第22節舗装工の規定による。

## **第19節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定による。

## **第20節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定による。

## **第21節 仮設工**

仮設工の施工については、第4編第5章第28節仮設工の規定による。

## **第22節 雑工**

雑工の施工については、第4編第5章第29節雑工の規定による。

## 第3章 離岸堤、潜堤・人工リーフ、消波堤

### 第1節 適用

#### 1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（離岸堤、潜堤・人工リーフ、消波堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

#### 2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成16年6月）  
日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成19年7月）  
港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局 平成23年3月）  
（社）全国漁港協会 漁港海岸事業設計の手引（平成8年度版）  
（社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き（2003年版）  
水産庁漁港部 漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書（平成11年4月）

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定による。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（ブロック式）の規定による。

### 第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第5章第9節本体工（場所打式）の規定による。

### 第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

### 第9節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第15節被覆・根固工の規定による。

### 第10節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

### **第11節 消波工**

消波工の施工については、第4編第5章第18節消波工の規定による。

### **第12節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定による。

### **第13節 仮設工**

仮設工の施工については、第4編第5章第28節仮設工の規定による。

### **第14節 雑工**

雑工の施工については、第4編第5章第29節雑工の規定による。

## 第4章 水門及び樋門、陸閘

### 第1節 適用

#### 1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（水門及び樋門、陸閘）における海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

#### 2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 （平成16年6月）  
日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 （平成19年7月）  
港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 （国土交通省港湾局 平成23年3月）  
（社）全国漁港協会 漁港海岸事業設計の手引 （平成8年度版）  
（社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き （2003年版）  
水産庁漁港部 漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書（平成11年4月）

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

### 第5節 付属工

付属工の施工については、第4編第5章第17節付属工の規定による。

### 第6節 土工

土工の施工については、第4編第5章第21節土工の規定による。

### 第7節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定による。

### 第8節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定による。

### 第9節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第5章第28節仮設工の規定による。

### 第10節 雑工

雑工の施工については、第4編第5章第29節雑工の規定による。

## 第5章 養 浜（人工海浜）

### 第1節 適 用

#### 1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（養浜）における土捨工、土工その他これらに類する工種について適用する。

#### 2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 （平成16年6月）

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 （平成19年7月）

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 （国土交通省港湾局 平成23年3月）

（社）全国漁港協会 漁港海岸事業設計の手引 （平成8年度版）

（社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き （2003年版）

水産庁漁港部 漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書 （平成11年4月）

### 第3節 土 捨 工

土捨工の施工については、第4編第5章第4節土捨工の規定による。

### 第4節 土 工

土工の施工については、第4編第5章第21節土工の規定による。